

デジタル式運行記録計／ドライブレコーダー 導入に対する補助制度が開始されます

平成29年7月3日(月)から申請受付開始

国土交通省では、事業用車両の安全な運行を推進するため、下記の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

対象機器		対象経費	補助率 ※括弧内は1台あたりの補助上限
デジタル式 運行記録 計	車載器	車載器本体、記録媒体(メモリーカード等)、	1/3(3万円)
	事業所用機器	読取装置(メモリーカードリーダー等)、 分析ソフト	1/3(10万円)
映像記録 型ドライ ブレコーダー	車載器	車載器本体、記録媒体(メモリーカード等)	1/3(2万円)
	事務所用機器	読取装置(メモリーカードリーダー等)、 分析ソフト	1/3(3万円)

※デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合、1台あたりの上限は車載器5万円、事業所用機器13万円

- (注意) 1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が認定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)した者が対象となります。
2. 1申請者あたり80万円を限度に、下記補助額による交付を行います。
3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
4. 同一事業において、他の国の補助金は受けられません。

対象機器

◎デジタル式運行記録計◎

- ・国土交通大臣が認定したデジタル式運行記録計。

◎映像記録型ドライブレコーダー◎

- ・国土交通大臣が認定した映像記録型ドライブレコーダー。
- ・(貸切バスを除く一般旅客自動車運送事業のみ)常時記録機能と、車内撮影機能(オプション等の追加により撮影可能になるものを含む)を有すること。
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者が備える場合は、「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」(平成28年国土交通省告示第1346号)で定める性能要件に適合していること。

申請期間と申請方法

●申請期間:(1次募集)2017年7月3日(月)～9月15日(水) 9:00-16:00

(2次募集)2017年10月2日(月)～11月30日(木) 9:00-16:00

(3次募集)2017年12月15日(金)～2018年1月31日(水) 9:00-16:00

注意

○2次募集の申請は一般貸切旅客自動車運送事業者(リースの契約先となる場合を含む)に限ります。

○3次募集の申請は一般貸切旅客自動車運送事業者(リースの契約先となる場合を含む)であって、平成29年12月1日以降に道路運送車両法第7条第1項の規定による新車新規登録を受けた貸切バスに、映像記録型ドライブレコーダーを導入する場合を除く。

○申請補助金の申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を閉め切ることとします。

●申請先:最寄りの地方運輸局、運輸支局等(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類をご提出ください(郵送による提出は認められませんのでご注意ください。)

●申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードください。
原本1通とコピー4通、合わせて5通ご提出下さい。

申請の流れと申請書類

①交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、各運輸局等又は各運輸支局へ交付申請書兼実績報告書を提出してください。提出する申請書類は国土交通省のHPより入手することができます。
注)平成29年4月1日以降に機器を購入し取り付けした者を対象とする。

②交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より運輸局経由にて交付決定及び額の確定通知が届きます。

③補助金振込

注意事項

- 補助金交付申請にあたり、書類の不備があり受付担当者からの指摘を受けた場合には、1週間以内に対応願います。1週間以内に対応ができない場合には、提出した交付申請書兼実績報告書を一度取り下げた後に書類の不備を補完したうえ、改めて提出して下さい。
- 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げてください。ただくとともに、以後の申請を受理しない場合があります。